

# 石木ダム事業認定

# 土地は渡さぬ

「たとえ何があろうと反対を貫く」。  
県と佐世保市が計画している石木ダム建設事業について国土交通省九州地方整備局が土地収用法に基づく事業認定を告示した6日、反対運動を続ける地元地権者は認定取り消しを求める訴訟を視野に、新たな闘いを決意した。

## 反対派

反対地権者13世帯などでつくる「石木ダム建設絶対反対同盟」の炭谷猛さん(62)は「事業認定は県が描いた流れの一環で、驚くことではない」と淡々とした。反対同盟は5月から、県

難にするため共有地権者を追加募集。これまでに長崎、佐世保両市や東彼川棚町の住民を含め全国から1806人が集まり、過去に募った共有地権者と合わせると計240人に達している。

訴え続けるだけ」と語った。反対地権者を支援する水源開発問題全国連絡会の遠藤保男共同代表(68)は「認定理由で地権者がこころむる不利益が触れられていないのは大問題」と指摘。佐世保市で石木ダム反対を訴える「水問題を考える市民の会」の宮野和徳さん(69)も「事業反対の大学教授らでつくる」科学者の会も客観的なデータを基にダムの必要性を主張しているが、県市から明確な答えもないまま認定が告示された」と批判した。(宮崎智明)

## 推進派

石木ダム建設事業で、国土交通省九州地方整備局が土地収用法に基づく事業に認定したことを受け、推進派には早期着工への期待感が広がった。

東彼川棚町の元地権者でつくる「石木ダム対策協議会」の山田義弘会長(76)は「地元に関わりのない共有地権者の土地は強制収用せざるを得ない。その上で県は反対地権者と話し合ってダムを実現させてほしい」。石木ダム建設促進川棚町民会の河野孝通事務局長(67)は「強制収用なしに事業を進めるのが一番。ダム周辺整備による町の発展という面から地権者の方々の理解を求め続けていく」とした。(中山雄一)

### 石木ダム建設事業をめぐる経過

1972年	県が予備調査を開始
75年	国が事業採択
82年	土地収用法に基づき県が強制測量。地権者が阻止行動
2004年2月	家屋移転対象66戸のうち契約締結が80%の53戸に到達
9月	佐世保市が計画取水量を6万ℓから4万ℓに下方修正
07年2月	総貯水容量19%減などの計画規模縮小
08年7月	16年度完成を目指す事業工程案を県が公表
09年11月	県と佐世保市が事業認定申請
10年3月	県が付け替え道路工事着手、約3カ月で休止
9月	国が石木ダムなど全国84事業の再検証を事業主体に要請
11年7月	県が事業継続との対応方針を国に報告
12年6月	再検証で国が事業継続を認める
13年3月	佐世保市の事業再評価で市が「継続」との結論を国に報告
7月	事業認定手続き再開、公聴会開催
9月6日	県が事業認定告示後の付け替え道路工事再開準備に着手
9月6日	事業認定告示

# 国がお墨付き

事業認定が告示された石木ダムの建設予定地 川棚町



# 石木ダム事業認定

## 土地強制収用可能に

九地整告示

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、国土交通省九州地方整備局(九地整)は6日、土地収用法に基づく事業認定を告示した。県と同市が2009年1月に認定申請して以降、「第三者である国が手続きを進め、事業の公益性や必要性を認めた。建設には予定地の一部の地権者が強硬に反対しているが、事業認定により土地の強制収用を可能にする条件が整った。

【24、25面に関連記事】

県は引き続き交渉での解決を目指しているが、不調の場合、最短で1年以内に強制収用に向けた手続きを始める可能性がある。事業採択から98年。石木ダム建設をめぐる問題は今後、最終的な局面に入っていく。

事業認定手続きは、九地整が公聴会を開いた上で、学識者らでつくる社会資本整備審議会の意見を聞いて可否を判断した。申請時、県は過去の例から結論まで最長10カ月と見込んだが、民主党政権(当時)のダム事業再検証などの影響で手

続きが一時中断。今年3月に再開したが、結論まで4年近くかかる異例の展開となった。告示では、事業目的の川棚川の治水、佐世保市の水源不足解消の面で「公共の利益は相当程度ある」とした一方、失われる利益は「軽

微」と結論付けた。反対派は公聴会などで治水効果に疑問を呈し、佐世保市の水需要予測の不備も指摘したが、県側の主張が全面的に認められた。

土地の強制収用は、事業認定の効力期間内(事業進展に応じ告示後1年、最長4年間)に県収用委員会に申請し、裁決されることが必要。県は「現時点で強制収用は考えておらず、話し合いでの解決を目指す」としているが、反対地権者をつくる石木ダム建設絶対反対同盟は「反対の姿勢は変

わらない」と話している。(山口恭祐 宮崎智明)

### 収用の手続き 総合的に判断

中村法道知事の話 石木ダム建設事業の公益性と必要が客観的に認められ、必要不可欠だと理解してもらえるきっかけになる。(反対地権者との)交渉の場を持つるよ、しっかりと取り組む。強制収用は別途手続きが必要だが、かかるべき段階で決断を求められる。総合的に判断する。



## 強硬か否か判断局面

【解説】石木ダムの事業認定決定を受け県は、反対地権者との交渉進展に向けた「効果」を強調する一方、土地の強制収用の実施については具体的な言及を避けた。だが、198

2年の県の強制測量実施以来、ここまで反対を貫いている地権者の意志は固く、交渉による完全解決の糸口は見えない。最終的に再び強硬手段を用いるのか否か、県の判断が問われる局面が近づいたといえる。

事業認定申請について県は「地権者と話し合いを進めるための手段」と説明してきた。事業認定により、用地交渉が協議で解決した事例も多いというのが根拠だ。だが石木ダムの場合、計画の白紙撤回を求める地

権者は一貫して県との接触に応じていない。今後も、全員が事業同意に転じる可能性はほとんどないだろう。

休止中の付け替え道路工事、県が再開準備を進めているが、地権者らは盛り込みの阻止行動を展開する構え。再開を機に、表面上は沈静化していた双方の対立が再び激化する恐れもある。強制収用が現実味を帯びたことで、県は今後、これまで以上に慎重な対応を迫られることになる。

(宮崎智明)

**石木ダム建設事業** 県と佐世保市が、東彼川棚町喜屋郷川原地区の石木川に計画。石木川が流れ込む川棚川の洪水調節や流量維持による治水と、同市の慢性的な水源不足解消のための利水が目的。計画ではダムの堤高が、4段、長さ3.4段、総貯水量548万、総事業費約28.5億円。県は2016年度完成を目指している。